

令和6・7年度市単事業（債務負担行為）
第3次裾野市環境基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

本業務は、第3次裾野市環境基本計画の策定に加えて、地方公共団体の努力義務として策定が位置づけられている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応計画」及び「生物多様性地域戦略」を併せて策定することを目的とする。

業務の実施にあたっては、同種の環境関連計画策定の十分な経験やノウハウ、広範囲にわたる環境基礎データの収集・解析など、幅広い知識及びスキル並びに高度な専門性が要求されるため、公募型プロポーザル方式により、契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定する。

2 業務概要

- (1) **業務名** 令和6・7年度市単事業（債務負担行為）
第3次裾野市環境基本計画策定業務委託
- (2) **業務内容** 別紙特記仕様書のとおり
- (3) **契約期間** 契約締結日から令和8年3月6日（金）まで
- (4) **契約上限額** 9,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和6年度 2,960千円
令和7年度 6,240千円

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 裾野市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成28年告示第70号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる団体でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 静岡県内に本社若しくは本店又は主たる支店若しくは営業所を有していること。
- (8) 過去5年間に同種業務（環境基本計画、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）、気候変動適応計画及び生物多様性地域戦略）の実績を有していること。
- (9) 技術士（環境部門環境保全計画）の資格を有し、(8)の同種業務の実績を有する者を本業務に配置できること。

4 契約候補者選定スケジュール

No.	内 容	期 間
1	募集開始	令和6年5月27日(月)
2	質問受付	令和6年6月7日(金)17時まで
3	質問への回答	令和6年6月13日(木)17時までに回答
4	参加申込み及び企画提案書等の提出	令和6年7月11日(木)17時まで(必着)
5	プロポーザル参加承認通知	令和6年7月12日(金)
6	プレゼンテーション及び選考	令和6年7月22日(月)予定
7	選定結果通知	令和6年7月25日(木)予定
8	契約締結	令和6年8月上旬予定

5 問合せ先・書類提出先

〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地
 裾野市役所 環境市民部 生活環境課
 電話 055-995-1816 F A X 055-992-4447
 メールアドレス kankyou@city.susono.shizuoka.jp

6 質問受付・回答

- (1) 受付期限 令和6年6月7日(金)17時まで
- (2) 質問方法 質問入力フォームによる
- (3) 質問入力フォーム <https://logoform.jp/form/3FUc/557179>
- (4) 回答日時 令和6年6月13日(木)17時までに回答
- (5) 回答方法
 質問への回答は裾野市ウェブサイトの下記 URL に掲示し、個別には回答しない。ただし、参加資格に関する事項についてはその都度回答する。
 回答掲示 URL
<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/2/4/3/19067.html>

7 参加申込書等の提出

(1) 提出期限 令和6年7月11日(木)17時まで(必着)

(2) 提出方法

以下の(3)に記載の書類を持参又は郵送により、5に記載の部署に提出すること。

(3) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号)……………1部
- イ 会社概要(様式自由。パンフレットでも可)……………1部
- ウ 同種業務実績表(様式第2号)……………6部
- エ 企画提案書(A4、様式自由)……………6部
- オ 実施体制調書(様式第3号)……………6部
- カ 配置予定技術者の当該資格証の写し……………1部
- キ 工程表(様式第4号)……………6部
- ク 見積書(A4、様式自由。押印不要)……………1部

(4) 提出書類に関する注意事項

- ア (3)ウ～オ及びキについては、すべて自社名(ロゴマーク等を含む。)を入れないこと。
- イ A4以外のサイズを用いる場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- ウ 企画提案書は見やすいもの、分かりやすいものとする。特に、実施方法は具体的に記載し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- エ 本業務の目的を達成するため、契約上限額の範囲で、できうる限りの提案を示すこと。
- オ 見積書は2か年分合わせた価格(消費税及び地方消費税を抜いた額)とし、提案する実施項目の費用が年度ごとに分かるように内訳を記載すること。また、契約上限額(消費税及び地方消費税を含む。)を超えないようにすること。

(5) 提出書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続きにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、裾野市情報公開条例(平成28年裾野市条例第8号)に基づき取り扱うこととし、本プロポーザル手続きにおける公開対象文書及び公開基準は別表1「情報公開基準」のとおりとする。
- イ 企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

8 選定方法等

(1) 評価基準

別表2「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの日時等

ア 日 時 令和6年7月22日(月)13時～17時の間

※詳しい時間は「プロポーザル参加承認通知書」に記載する。

イ 場 所 裾野市役所4階401会議室

ウ その他 プレゼンテーションは20分以内で簡潔に説明すること。その後、約10分間のヒアリング時間を設ける。

プレゼンテーションは、企画提案書にて行うものとする。

プレゼンテーション及びヒアリングは、参加者名を伏せて行うので、自己紹介を行わないものとする。

(3) 契約候補者の選定方法

第3次裾野市環境基本計画策定業務委託契約候補者選定委員会(以下「委員会」という。)において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。

ただし、評価点が60%未満の場合は、契約候補者として選定しない。このため、参加者が1者であっても、審査は通常どおり実施する。

なお、最高得点者が複数いた場合は、委員会で協議の上、契約候補者を選定する。

(4) 失格事項

次に掲げる場合に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類が提出期限までに到達しなかった場合

イ 「3 参加資格」に該当しなくなった場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載したことが判明した場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めた場合

オ 見積書の金額が、契約上限額を超えている場合

9 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目を裾野市ウェブサイトの下記 URL にて公表する。

- (1) 選定された契約候補者の名称及び総合点
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

公表先 URL

<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/2/4/3/19067.html>

10 契約手続

- (1) 選定された契約候補者と裾野市との間で、業務内容、特記仕様書等について調整を行った上で、協議が整った場合に、契約を締結する。
ただし、以下の規定に該当することとなった場合は、契約を締結しない。
なお、この場合は、次順位者を契約候補者とする。
 - ア 「3 参加資格」に該当しなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容を記載したことが判明した場合
 - ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めた場合
- (2) 受託者は契約代金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約に合わせ納付しなければならない。ただし、裾野市契約規則第30条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除することができる。
- (3) 契約代金の支払は、年度ごとに精算払とする。
- (4) 選定された契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。この場合において、次順位者を契約候補者とする。

11 留意事項

- (1) 参加申込書等の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。
- (2) 参加申込書等の提出後は、企画提案書及び見積書の差替、訂正及び再提出は認めない。ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りでない。
- (3) 参加申込書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、特記仕様書に特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

【別表 1】 情報公開基準

対象文書名	契約締結前	契約締結後	
		契約者に 係るもの	非契約者に 係るもの
提案事業者名	×	○	○
参加申込書	×	△	△
会社概要	×	△	×
同種業務実績表	×	△	×
企画提案書	×	△	×
実施体制調書	×	△	×
配置予定技術者の当該資格証の写し	×	△	×
工程表	×	△	×
見積書	×	△	×
採点表（評価結果）	×	△	△
特記仕様書、実施要領、評価基準		○	
選定委員名簿	×	○	

凡例 ○：開示 △：部分開示 ×：非開示

（注 1）「△：部分開示」とは、条例第 7 条に規定する不開示情報を除く開示をいう。

（注 2）契約締結前は、条例第 7 条第 5 号の市の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当するため、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものは不開示とする。

（注 3）辞退者に係る情報は含まない。

【別表 2】 評価基準

評価項目		配点	
企画提案力	環境分野に関する社会情勢やこれまでの当市の取組みに対する知識・理解度は十分か	環境分野に関する国内外の動向を十分理解しているか	5
		当市のこれまでの取り組みや関連計画を十分理解しているか	5
	特記仕様書に記載した業務内容を網羅した上で、具体的かつ魅力的な提案となっているか	特記仕様書の業務内容を網羅しているか	5
		具体的かつ魅力的な提案となっているか	5
	当市の特性・課題を踏まえた提案となっているか。	当市の特性・課題の整理が的確にまとめられているか	5
		課題に対して、当市が重視すべき施策を提案できているか	10
	計画の推進体制・進行管理が適切に行えるような提案となっているか。	施策効果の検証について、分かりやすい指標が提案されているか	10
		点検・評価がしやすい方法が提案されているか	5
業務遂行力	同種業務の実績は十分か	20	
	配置予定者の業務経験・専門性は十分か。	10	
	業務完了に至るまでの工程は妥当か。	スケジュール全体のバランスや、時間をかけるべき作業に十分な期間が充てられているか	20
合計		100	

ただし、評価点が 60%未満の場合は、契約候補者として選定しない。このため、参加者が 1 者であっても、審査は通常どおり実施する。